

税目	年度	3	9	11	15
ゴルフ場利用税					年少者等のゴルフ場の利用に対する非課税措置の創設 国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税措置の創設
特別地方消費税 (料理飲食等消費税(遊興飲食税))		(免税点) 宿泊等1人1泊につき 15,000円 飲食等1人1回につき 7,500円 ・ 食券食堂における免税点の特例の廃止 ・ 市町村交付金制度の創設 (交付率 1/5) ・ 外国大使等への非課税措置	市町村交付金 交付率の変更 (交付率 1/2)	※平成12年3月31日税目廃止	